

横手市高齢者虐待防止
対応マニュアル
【概要版】



令和5年9月1日
横手市

横手市高齢者虐待防止 対応マニュアル

概要版

目的（高齢者虐待防止に向けて）

平成18年4月1日に「高齢者に対する虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」（高齢者虐待防止法）が施行されました。高齢者虐待の防止、虐待を受けた高齢者の保護、虐待を行った養護者の支援を目的としています。

本マニュアルでは、高齢者虐待防止法に則り、定義、基本的な考え方などを示し、市民の皆様、関係機関などに周知を図るものです。

対応主体

- ◎養護者による虐待の場合…(高齢者の居所のある市町村が実施)
- ◎養介護施設従事者等による虐待…(養介護施設等の所在地の市町村が実施)

高齢者虐待防止法に定める「養介護施設従事者等」の範囲

	養介護施設	養介護事業	養介護施設従事者等
老人福祉法による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・老人福祉施設 ・有料老人ホーム 	<ul style="list-style-type: none"> ・老人居宅生活支援事業 	「養介護施設」または「養介護事業」の業務に従事する者
介護保険法による規定	<ul style="list-style-type: none"> ・介護老人福祉施設 ・介護老人保健施設 ・介護療養型医療施設 ・特定施設入居者生活介護 ・介護医療院 ・地域密着型介護老人福祉施設 ・地域密着型特定施設入居者生活介護 ・地域包括支援センター 	<ul style="list-style-type: none"> ・居宅サービス事業 ・地域密着型サービス事業 ・居宅介護支援事業 ・介護予防サービス事業 ・地域密着型介護予防サービス事業 ・介護予防支援事業 	

高齢者（被虐待者）と虐待者（養護者）

- ◎高齢者・・・(65歳以上の者)
- ◎虐待者・・・養護者(同居家族、親族、知人等)
養護施設従事者等(養介護施設または養介護事業の従事者)

虐待の分類

高齢者虐待とは、意図的か非意図的かを問いません。また、身体に傷を負わせるだけではなく、下記のような内容も虐待行為にあたります。

※セルフ・ネグレクトは、高齢者虐待防止法に準じた対応による支援を行います

◎身体的虐待

殴る・蹴る・身体を拘束・無理やり食べさせる

◎性的虐待

(懲罰的に)下半身を裸にして放置する・性器への接触

◎心理的虐待

怒鳴る・悪口を言う・嫌がらせ

◎経済的虐待

合意なく財産の使用や処分・財産の使用を制限

◎ネグレクト

(介護・世話の放棄・放任)
介護や世話の放棄・入浴や食事をさせない

◎セルフ・ネグレクト※

(自己放任)
自己の健康維持に必要な処遇を拒むなどして自らを悪影響を及ぼす状況に追い込むこと

高齢者虐待発見チェックリスト(一例)

虐待が疑われる場合の「サイン」の一例に、以下のものがあります。複数の項目にあてはまると、疑いの可能性は濃くなっていきます。

●身体的虐待のサイン

- 身体に小さなキズが頻繁にみられる
- 頭、顔、頭皮等にキズがある

●性的虐待のサイン

- 不自然な歩行や座位を保つことが困難になる
- 生殖器の痛み、かゆみを訴える

●ネグレクト（介護等日常生活上の世話の放棄、拒否、怠慢）のサイン

- 部屋に衣類やおむつ類が散乱している
- 寝具や衣類が汚れたままの場合が多い

●養護者の態度にみられるサイン

- 介護疲れが激しい

●養護者等のリスク要因

- 判断力が十分ではない

●心理的虐待のサイン

- かきむしり、噛みつき、揺すり等がみられる
- おびえる、わめく、泣く、叫ぶなどの症状がみられる

●経済的虐待のサイン

- 年金や財産収入があるのに、お金がないと訴える
- 自由に使えるお金がないと訴える

●セルフネグレクト（自己放任）のサイン

- 薬や届けた物が放置されている

●高齢者のリスク要因

- 日常生活において介護が必要

●家族の状態によるリスク要因

- 家族間のこれまでの人間関係が良くない

身体拘束

安易な身体拘束も虐待となります。介護保険施設では、緊急時のやむを得ない場合を除き、「身体拘束」が禁止されています。

○身体拘束の例

- ・ベッドなど家具に手足または体幹を縛りつける
- ・物をつかめないようにミトン（手袋）をつける
- ・部屋に閉じ込める

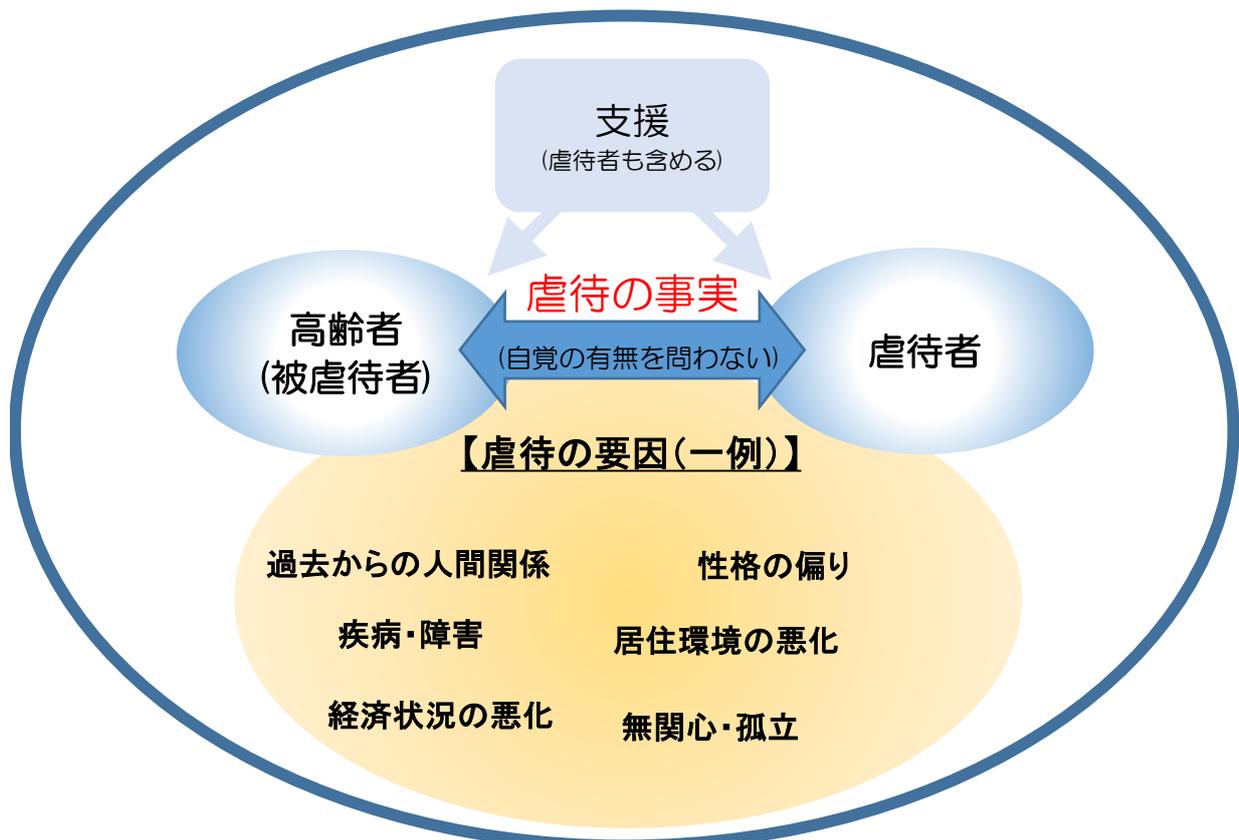
○緊急時のやむを得ない場合の3要件

- ・切迫性：利用者本人または他の利用者等の生命又は身体が危険にさらされる可能性が著しく高いこと
- ・非代替性：身体拘束その他の行動制限を行う以外に代替する介護方法がないこと
- ・一時性：身体拘束その他の行動制限が一時的なものであること

発生要因と支援の視点

虐待の要因は複雑かつ複合的であり、虐待者も含めた原因・背景を探り、支援することが必要です。

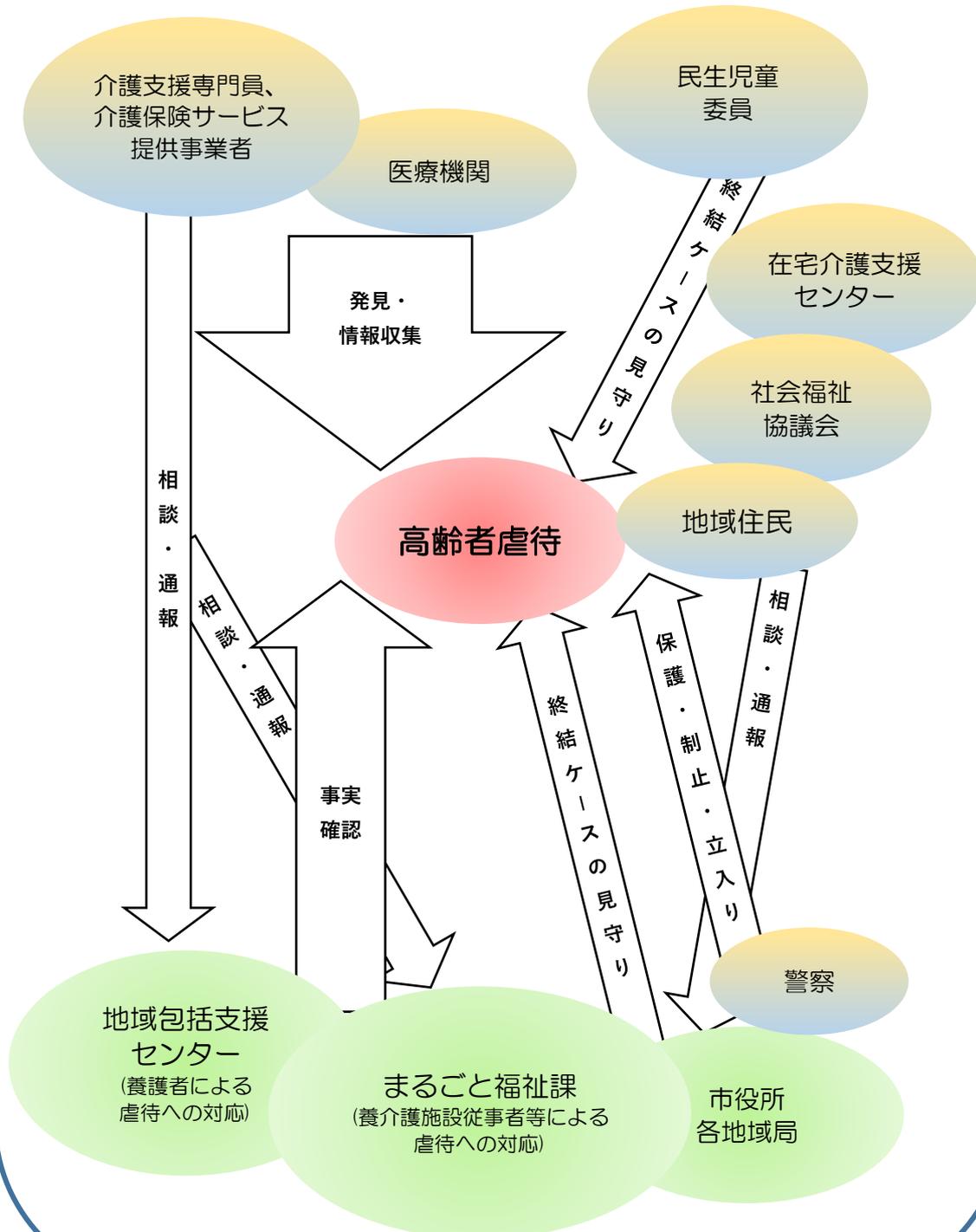
また、虐待している又は虐待されているという「自覚」の有無は問わず、客観的に虐待と認められる状況であれば支援が必要になります。



関係機関の役割（一例）

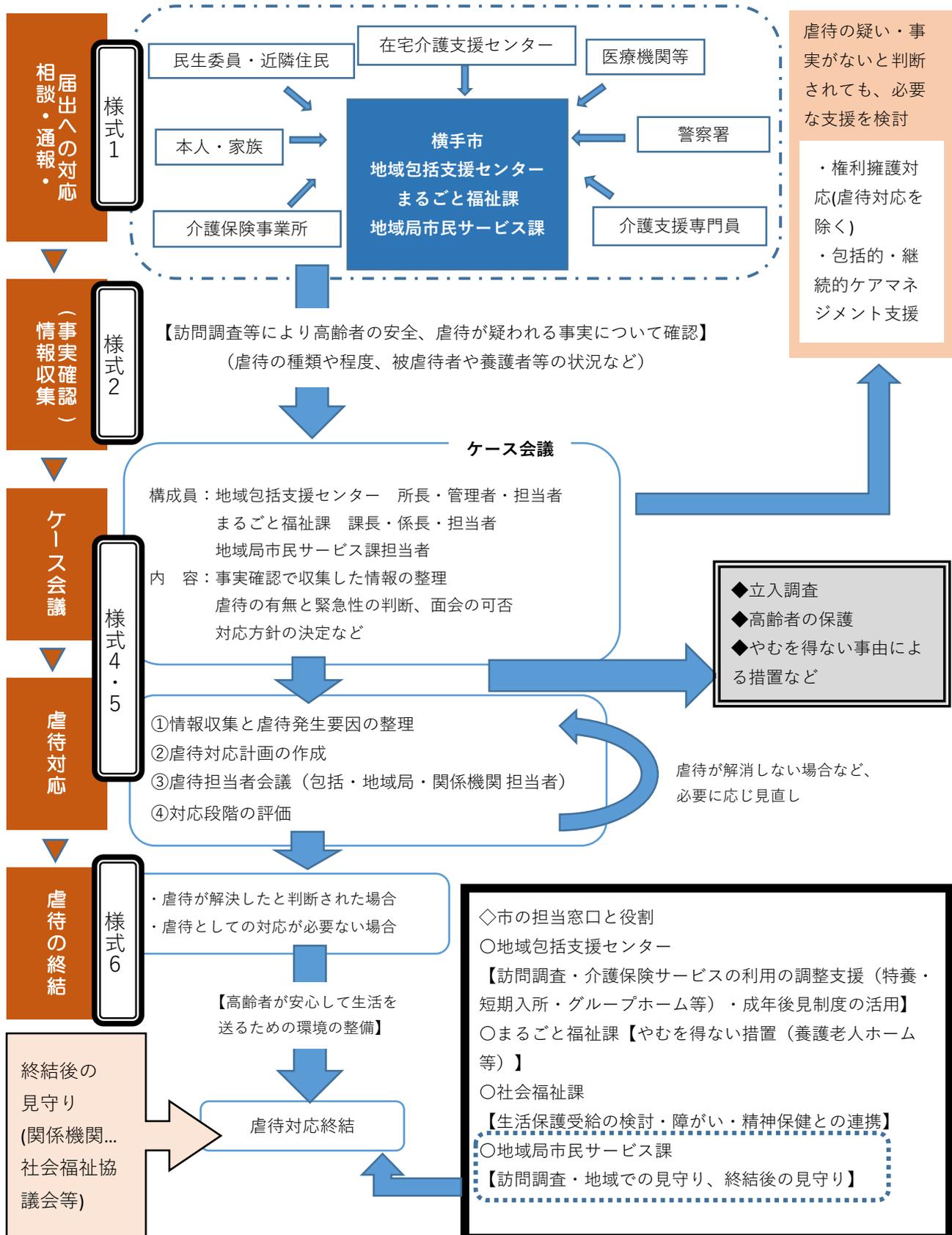
高齢者虐待は、複雑な問題を重層的に抱えています。各関係機関が専門性を活かし、連携・協力して対応することが重要です。

下図は主な役割だけ記載していますが、各関係機関が職務・立場上、発見しやすいことを自覚し、早期発見に努める役割を担うことが期待されます。

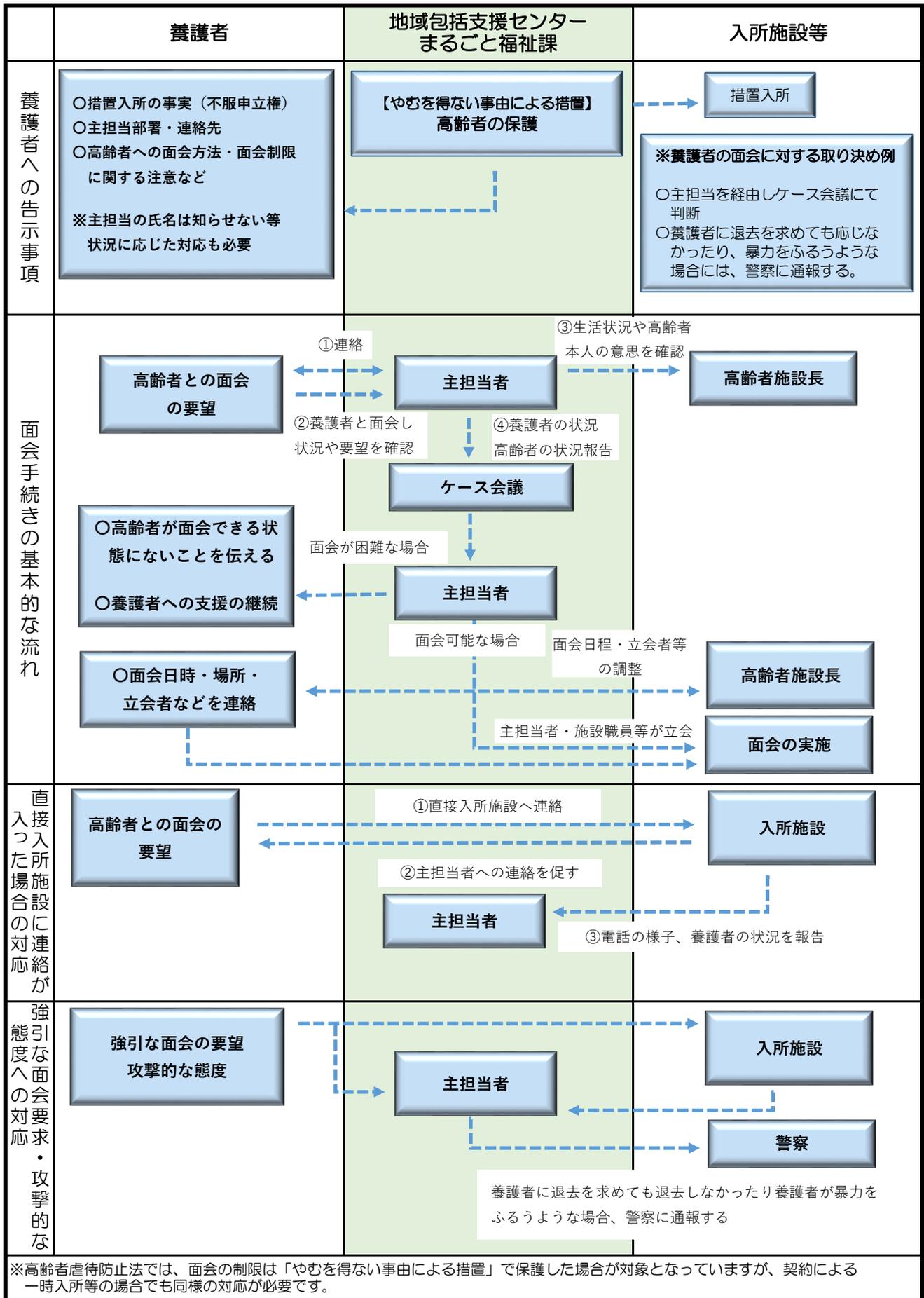


養護者による高齢者虐待への対応

養護者による高齢者虐待に対して、市は地域包括支援センターを中心に、様々な関係機関と連携を図りながら虐待終結まで対応します。



措置入所者の面会に関する基本的な対応

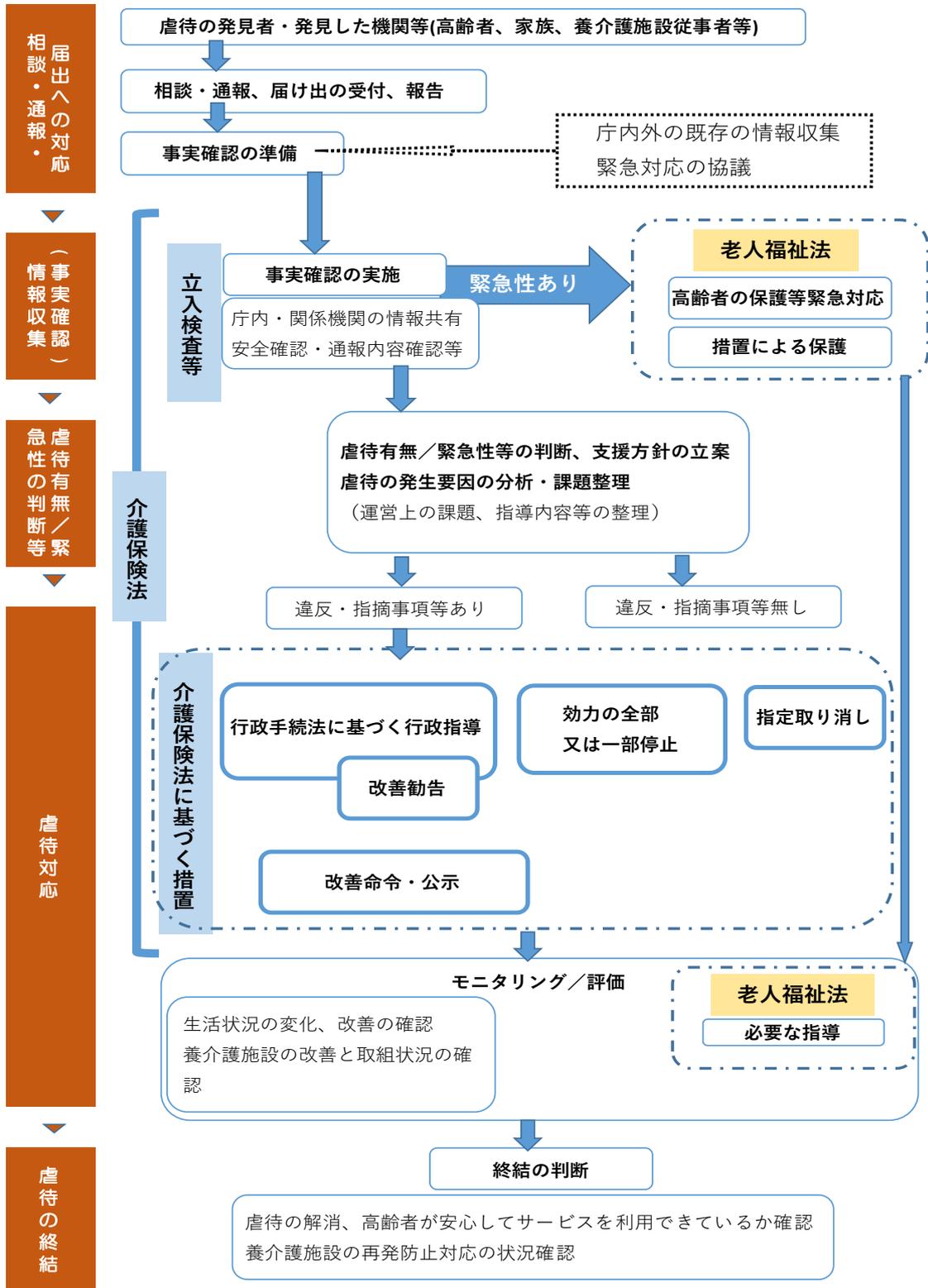


※高齢者虐待防止法では、面会の制限は「やむを得ない事由による措置」で保護した場合が対象となっていますが、契約による一時入所等の場合でも同様の対応が必要です。

養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応例①

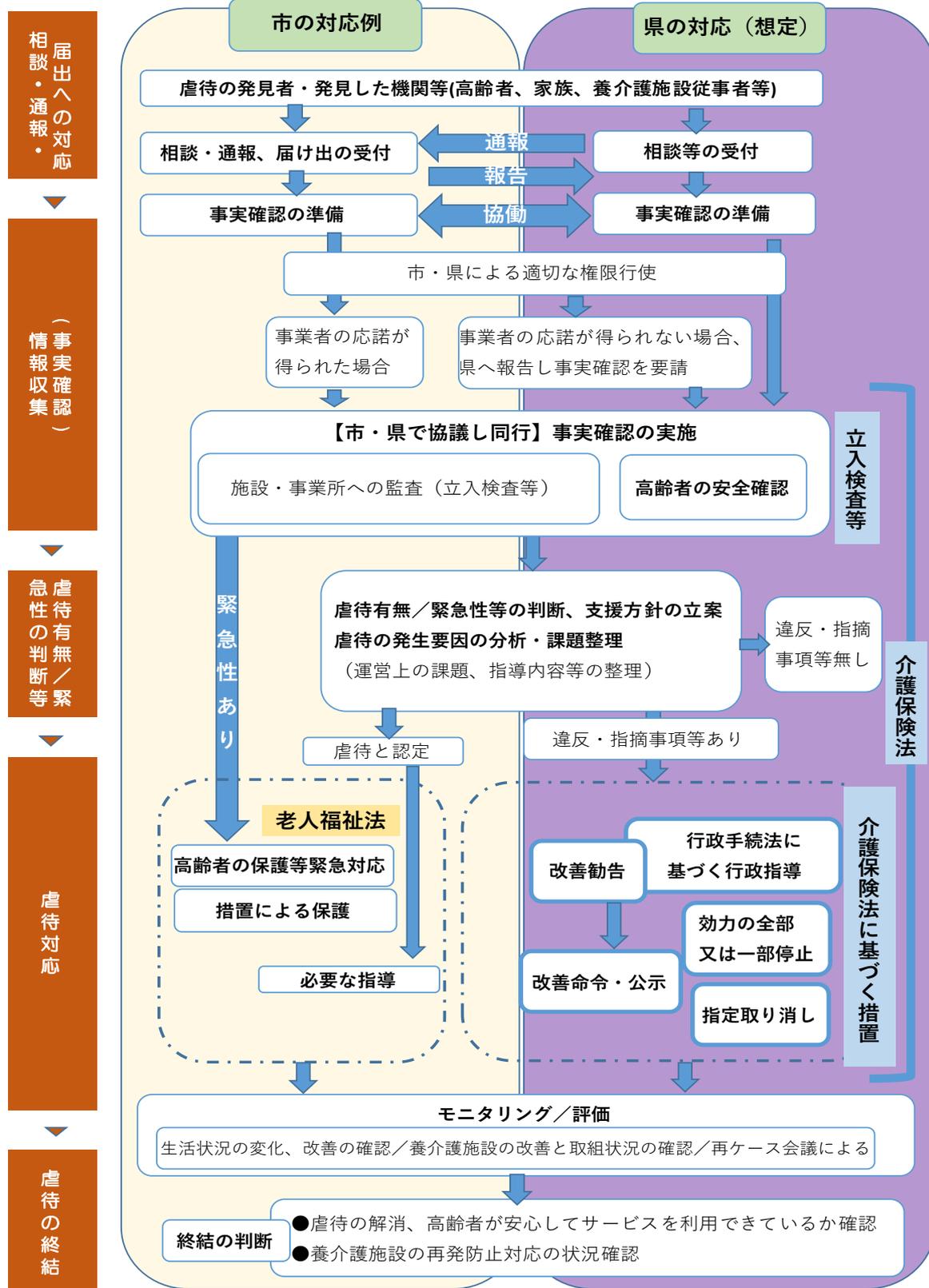
養介護施設従事者等による虐待では、市と県が必要に応じて連携を取りながら、指定権限等に応じた適切な権限の行使等の対応を行います。

市が指定権限を有する地域密着型サービス事業所の場合（対応例フロー図）



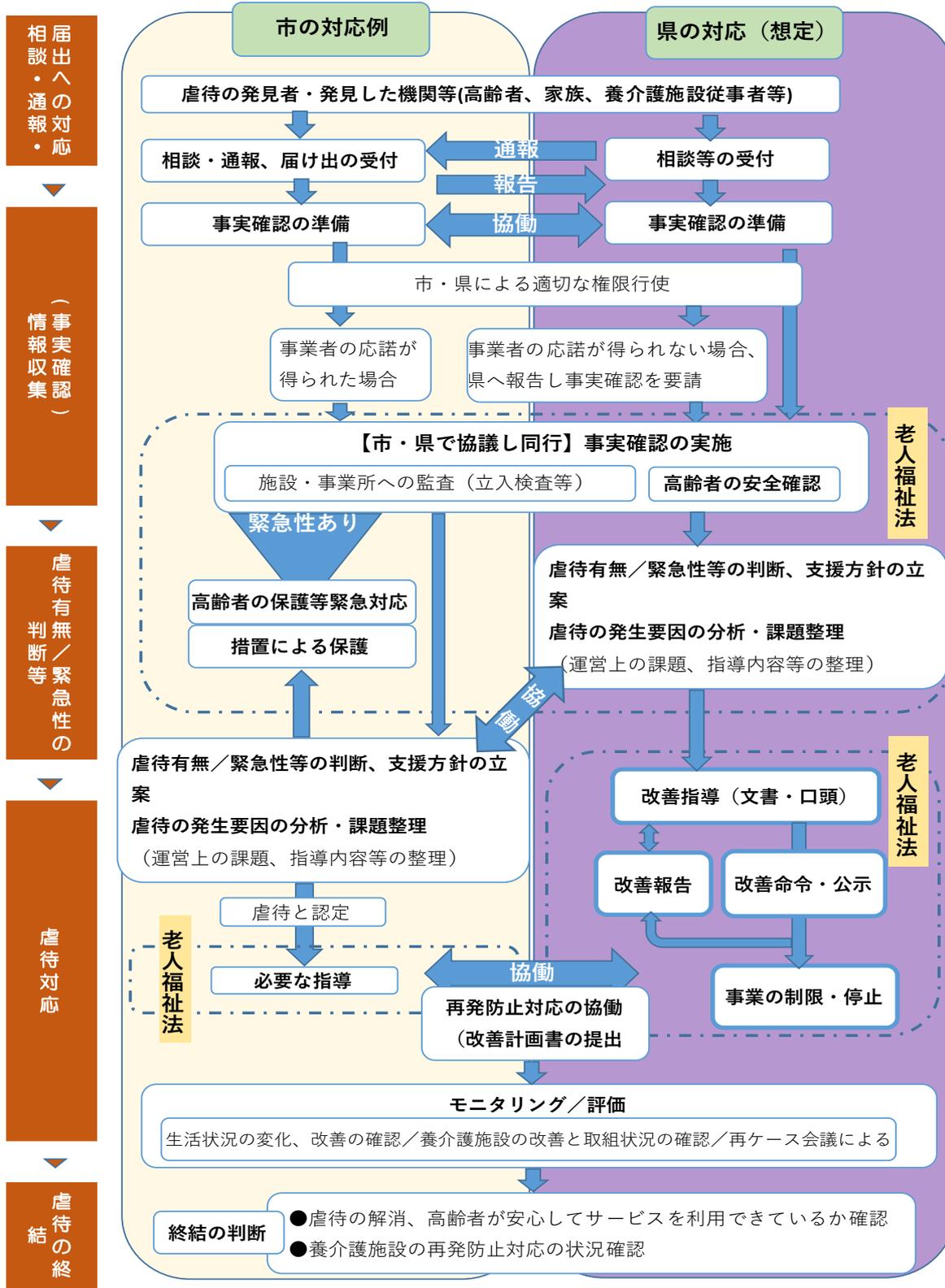
養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応例②

県が指定権限を有する養介護施設等の場合（対応例フロー図）



養介護施設従事者等による高齢者虐待への対応例③

有料老人ホーム（未届施設含）の場合（対応例フロー図）



※有料老人ホームに該当しないサービス付き高齢者向け住宅は、養護者による虐待として対応。
 ※特定施設入居者生活介護の指定を受けていない有料老人ホームおよびサービス付き高齢者向け住宅が対象。

高齢者虐待に関する窓口

● 横手市の担当課

名称	所在地	連絡先	担当地区
東部地域包括支援センター	〒013-8601 中央町8-2	0182-35-2160	横手・山内
西部地域包括支援センター	〒013-0525 大森町字菅生田245-206	0182-35-2135	雄物川・大森 大雄
南部地域包括支援センター	〒019-0529 十文字町字海道下12-5	0182-35-2177	増田・平鹿 十文字
まるごと福祉課	〒013-8601 中央町8-2	0182-35-2134	
増田市民サービス課	〒019-0792 増田町増田字土肥館173	0182-45-5514	増田
平鹿市民サービス課	〒013-0105 平鹿町浅舞字覚町後138	0182-24-1114	平鹿
雄物川市民サービス課	〒013-0205 雄物川町今宿字嶋田1	0182-22-2156	雄物川
大森市民サービス課	〒013-0514 大森町字大島268	0182-26-2115	大森
十文字市民サービス課	〒019-0529 十文字町字海道下12-5	0182-42-5114	十文字
山内市民サービス課	〒019-1108 山内土淵字二瀬8-4	0182-53-2933	山内
大雄市民サービス課	〒013-0461 大雄字三村東18	0182-52-3905	大雄

● 在宅介護支援センター

名称	所在地	連絡先
横手市社会福祉協議会横手福祉センター	卸町5-10	0182-33-8668
横手市平寿苑在宅介護支援センター	平鹿町浅舞字蔭沼289	0182-24-3282
横手市雄物川在宅介護支援センター	雄物川町今宿字嶋田150	0182-56-2072
横手市十文字町在宅介護支援センター	十文字町梨木羽場字御休ノ上29	0182-42-5858
横手市山内在宅介護支援センター	山内土淵字鶴ヶ池31-3	0182-53-3009
やすらぎの苑在宅介護支援センター	杉沢字中杉沢400	0182-33-4401
在宅介護支援センタービハーラ横手	上境字谷地中139	0182-35-5434
老人介護支援センターすこやか横手	横山町1-1	0182-33-7777
横手市増田在宅介護支援センター	増田町増田字七日町177	0182-45-4411
老人介護支援センターすこやか大雄	大雄字八柏谷地103-1	0182-56-5055